国 土 交 通 省 届 出

普 通 倉 庫 荷 役 料 率 表 (平成9年4月1日実施)

神戸市中央区磯上通2丁目2番21号

森本倉庫株式会社

TEL: 078-231-4951

.料率の種類及び額

1.基本料率

(1トンにつき 単位:円)

	品		目	庫入又は庫出	解揚庫入又 (# 唐 出經費
			- λ	550	は庫出解積
글	コンラ	- ナ		550	687
タ	1 /2	<i>H</i>	<u> </u>	467	584
1 ズ			自 動 車 ・ 完 成 車 腎量 20 トン未満のもの)	646	808
ユニタイズ貨物	パーレ	<u> </u>	音量 20 ドン木両のもの) イ ズ 貨 物	832	1,040
190		•	イ ス 貝 物 グコンテナ・プレスリング)	632	1,040
	モー	ター	<u> </u>	903	1,129
			・化合繊・綿製袋入)	1,301	1,626
	袋物 (紙・ビニー		米・麦・塩	1,100	1,411
包	表初(礼、二	()	ふすま・ミール・ビートパルプ・メイズ・マ	921	1,411
	袋物(麻袋	入)	イロ・豆類・砂糖・米・麦	921	1,131
	たる	物	葉たばこ	767	1,050
装	70	190	<u>業たばこ</u> 葉たばこ	945	1,295
			その他のベール物	1,166	1,457
	ベール	物	(綿花・羊毛・麻類・合化繊棉・石綿・生ゴ	1,100	1,407
品			ム・パルプ)		
	板	 ガ	ラス	1,448	1,810
	生		 糸	1,596	1,995
	雑貨類・機		当り5トン未満のもの)	1,202	1,502
	農水産		1,036	1,295	
	機械類(16	固当り5ト	978	1,223	
	完成車(重	量 5 トンり		,	
	タ		イヤ	773	966
有	巻 取	紙 (内 地 産)	870	1,087
	E	南洋材・米国材		762	953
姿	│ 木材 │ 原木 ├		北洋材	747	934
	į	製	材	778	973
貨	非鉄金属	類(半集	製品・銑鉄・地金)	1,218	1,522
		一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管を含む)			1,163
物	到""(17)	鋼 材 鋼管 (口径 12 インチ以上のもの)・コイル		791	989
	石		材	843	1,054
撒	燐 鉱	石	• 肥料	838	1,048
貨	鉱物]	999	1,249	
物	砂		779	974	
177		塩	722	902	
そ	繊 維	類	(撒 扱)	2,236	-
の	紙 類	(撒 扱)	1,810	-
他	家庭用電	電気・	ガス石油器具	926	-

撒貨物の艀揚 - 袋詰 - 庫入作業

(1トンにつき 単位:円)

	1	目	
*	•	小麦	2,215
メイズ	・マイロ	・大豆・大麦	2,658

庫出コンテナ詰又は、コンテナ出庫入作業 (1トンにつき 単位:円)

区 分	
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,537
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2,273
ユニタイズ貨物 機械類(1個当り5トン以上のもの)、完成車(重量5トン以上又は容積	2,038
20 トン以上のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	

2. 割増料率及び割引料率

(1)割増料率

種 別	内容		割撃以より額				
半 夜 荷 役	17 時から 21 時 30 分までの間における	る荷役	基本料率の 60%増				
	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の						
土 曜 日 荷 役	祝日(振替休日を含む)がある場合に	おける土曜日を	基本料率の 60%増				
	除く。)における荷役						
日曜日・祝日荷役	日曜日・祝祭日(振替休日を含む)に	基本料率の 100%増					
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の 10%増					
	基本距離を越える距離の荷役であって、	1トンにつき					
超過距離荷役	その超過距離が50メートル以内のもの	撒貨物	180 円				
	(注)参照	一般貨物	215 円				
多階建倉庫荷役	2 階以上の倉庫への貨物の庫入又は、	2 階以上の倉庫					
夕阳娃启牌何仅	からの貨物の庫出荷役						

(注) 基本距離とは、艀揚庫入又は庫出艀積荷役にあっては80メートル、庫入又は庫出荷 役にあっては50メートルとする。

(2)割引料率

種	別	内	容	割	引	率		
				当貨物量こつき、				
		荷主からの 1 荷役の引受けに		3、000トンまでの部分は基本料率の5%引				
大口数量	割引	おいて、同一	貨物の量が	3、000トンを超え、	5,000トン	までの部分は	基本株率の	
		1,000 トン以上の場合		7%引				
				5,000 トンを超える部分は 基本 * 率の10%				
		同一荷主から	3 か月以上の					
		長期契約に基づ	づき、1 回当り					
長期大量	大量割引	3,000トン以上	の荷役を1か	か 1回当り3,000トン以上の荷役こつき、基本料率の5%3				
		月に2回以上、	3 か月以上連					
		続して引受けた	-場合					

3. その他の料率

(1)特殊荷役料

(3)荷直料 (1トンにつき)

r i t	袋	メイフ	で・マイロ・大	174 円 80 銭	
麻		そ	の	他	146 円 50 銭
紙	袋	•	ビニ	ル袋	174 円 80 銭

(注) 本料率は取扱貨物全数量に適用する。 本料率には材料費を含まない。

袋物以外は実費を申し受ける。

(4)待機料

(1 日 1 時間につき 単位:円)

		4~6人	7~9人	10~12人	13~15人	16~18人	19~21人
		(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼	間	19,490	31,140	42,820	54,510	66,180	77,870
(8時30分~17時00分)							
半	夜	30,320	48,440	66,610	84,790	102,950	121,130
(17時00分~21時30分)							

(5) 最低料金

(1 口につき 単位:円)

		4~6人	7~9人	10~12人	13~15人	16~18人	19~21人
		(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼	間	154,620	247,040	339,710	432,450	525,030	617,770
(8時30分~17時00分)							
半	夜	154,620	247,040	339,710	432,450	525,030	617,770
(17時00分~21時30分)							

(6)トラック積卸手伝料金

艀揚庫入又は庫出艀積料金の40%以内

4. 分担金等

艀揚庫入又は庫出艀積作業に対し、次のとおり申し受ける。

- (2)港湾労働法関係付加金(五大港に限る)・・・・各貨物(一律)1トンにつき・・1円50銭
- (注) 港湾労働法関係付加金は、港湾労働法に基づき指定された港湾において、同法の適 用を受ける倉庫で作業した場合に申し受ける。

5.消費税の加算

料金の総額に対し消費税(地方消費税を含む)相当額を別途加算のうえ申し受ける。 ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。

. 料率の適用

1.料率表に記載のない貨物

基本料率表に記載のない貨物については、基本料率表に記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料率を適用し、類似した貨物がない場合は、荷主と協議の上、決定した料率を基本料率とする。

2.料金の計算

料金の計算は、次による。

(1)計算トン数(コンテナを除く。)は、重量 1,000 キログラムをもって 1 トンとして計算したトン数又は体積 1.133 立方メートルをもって 1 トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とする。なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例による。ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めによる。

- (2) コンテナの計算トン数は、実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンとする。(20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型コンテナを基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型 及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとする。)
- (3) 1 個の体積が 0.025 立方メートルに満たない貨物は、 1 個の体積を 0.025 立方メートルとして計算トン数の算出を行う。
- (4)割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率 を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引く。また、超過距離 荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算する。
- (5)接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役は、艀揚庫入又は庫出艀積料率と 同一の料率を適用する。
- (6) 庫入又は庫出1回の料金の総額が300円に満たないときは、300円を申し受ける。
- (7)消費税の加算については

料金の総額に対して消費税(地方消費税を含む)相当額を別途加算する。 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入 する。

3.割増料率

割増料率の適用は次のとおりとする。

(1) 半夜荷役割増

17 時より 21 時 30 分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用する。

(2) 土曜日荷役割増

土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)があ

る場合における土曜日を除く。)における荷役について、所定の土曜日荷役割増を 適用する。

(3)日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、国民の祝日(振替休日を含む)及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用する。

(4)雨天・雪天荷役割増

荷主の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合には所定の雨天・雪天 荷役割増を適用する。

(5) 超過距離荷役割増

基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートル以内のものについて所定の超過距離荷役割増を適用する。

(6) 多階建倉庫荷役割増

2 階以上の倉庫への貨物の庫入、又は 2 階以上の倉庫からの貨物の庫出を伴う荷役について、所定の多階建倉庫荷役割増を適用する。

4.割引料率

割引料率の適用は次のとおりとする。

(1)大口数量割引

荷主からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、所定の大口数量割引を適用する。

(2)長期大量割引

同一荷主から 3 か月以上の長期契約に基づき、1 回当り 3,000 トン以上の荷役を 1 か月に 2 回以上、3 か月以上連続して引受けた場合、当該荷役については所定の長期 大量割引を適用する。

5. その他の料率

その他の料率の適用は、次のとおりとする。

(1) 特殊荷役料

本料金は、貨物のはい替、仕訳、看貫、仮置、庫移し作業を行った場合に適用する。 ただし、看貫作業における計量器使用及び検量立会人の費用は、本料金とは別に実 費を申し受ける。

なお、本料金に対しては - 2. (割増料率及び割引料率) - 1. (料率表に記載のない貨物)及び同 2. (料金の計算)の規定を適用する。

(2)量目調整料

本料金は、貨物の量目調整作業を行った場合に適用する。

(3)荷直料

本料金は、荷直作業を行った場合に適用する。

(4)待機料

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては17時00分)以降における本船入港待、又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては8時30分から17時00分までの間、半夜荷役にあっては17時00分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料を適用する。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限る。

(5) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用する。

ただし、これらの場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限る。

荷役手配の取消の場合

- (イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してから の取消については、昼間荷役の最低料金を適用する。
- (ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消については、半 夜荷役の最低料金を適用する。

半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止、又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、 昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれ最低料金 に満たない場合は、該当の最低料金を適用する。

(6)トラック積卸作業を要請により手伝った場合に適用する。

6. 個別に協議して定める料金

- (1)特殊な貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)の荷役、又は特別な荷役(荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上、決定した金額を申し受ける。
- (2)荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、 詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議の上、実費を申し受 ける。
- (3)基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートルを超える場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上、別途実費を申し受ける。
- (4)荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議 の上、別途実費を申し受ける。
- (5)天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、荷主と協議の 上、一定の期間を限り特別料金を申し受けることがある。
- (6)高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議の上、決定した金額を申し 受ける。
- (7)荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合は、荷主と協議の上、決定した金額を申し受ける。
- (8) 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議の上、決定した金額を申し受ける。